

図書館による学習支援の創造と展開

——法科大学院の「法情報調査」を手がかりとして——

加藤 哲 夫

一 学習支援の契機

大学における教育のあり方が問われて久しい。大学が十分な教育の場として機能していかないのではないか、いわゆる大学モラトリアム論にみられる学生が社会に巣立つ前の避難場所としての意味しかないのではないかと、いった風評が立つてからも久しい。

これに対して、大学の教育的な機能をより実践的に取り戻そうとするいつそうの動きが、早稲田大学では創立一二五周年を契機として活発になっている。その出発点になった全学基盤教育検討委員会において、全学的な基

盤教育のあり方が答申され、いわゆるNEXT一二五として大学による基本計画の一環として提示されている。その中では、図書館が学生の「自学自習」に寄与すべく学習支援に積極的に関わることが表明されている。

ところで、目を転じてみると二〇〇四年に法科大学院が発達して五年が経過しようとしている。現在全国の七四大学（連合を含む）で設置され、多くの学生が法曹を目指して、勉学に励んでいる。法科大学院の開設は、二〇〇二年の司法制度改革審議会意見書¹⁾によっている。この法科大学院が構想されていた段階で、その教育内容についてさまざまな検討がなされた。とりわけ開設科目群

の検討に際して、法曹基本科目、すなわちあるべき法曹としての考え方や法律情報を整理・分析し、駆使できる能力の涵養の科目が標榜され、その中に「法律情報に関する基礎的教育」が謳われている⁽²⁾。当時、筆者は「法科大学院（仮称）構想に関する検討会議」の委員を務めていた関係で、ほぼ法科大学院の全容の策定に関わった。

その原案に盛り込まれた法科大学院の科目設定における右にいう「法律情報に関する基礎的教育」については、教育内容もさることながら、そこに機能するサブジェクト・ライブラリアンとしてのロー・ライブラリアン⁽³⁾のイメージといったものを当時考えていたことがあった。とともに、IT環境が整えられてきた教育現場にあつては、学部における法学教育についても、専門家としてのロー・ライブラリアンの不可欠性を再認識しておく必要があると考えたのを記憶している。そこで、広く学部教育における学習支援を教員とともに図書館員もまた担うべきものとの発想を前提に、法科大学院における「法律情報に関する基礎的教育」の現状を伝え、そこ

における図書館による学習支援のあり方といったものを考えてみることにする⁽⁴⁾。

二 法科大学院における法情報教育

1 法科大学院における教育目標のひとつとして、学生の能動的学習と文書作成能力の育成が考えられている⁽⁵⁾。法律家の活動の主要な部分は書面の作成によつていふことから、より実践的な授業の中で法的な文書を作成する機会を頻繁に設けることが教育の手法にあげられている。これは、司法試験の旧制度による合格者がともすると暗記型学習に傾いているとの指摘、そのため問題解決を基調とした文書作成能力に欠けるきらいがあることによつていた。文書作成能力を鍛錬するとともに、このような文書作成にあたって情報を整理し、分析することが求められている。「法律情報に関する基礎的教育」の重要性が唱えられたのも、このような背景によつていた。

これを受けて、法令、判例及び学説等の検索、並び

に判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容をもつ、「法情報調査」について指導が行われることが、法科大学院に義務付けられることになった。⁶⁾まさに、「法情報調査」は、法科大学院教育の根幹の一つとして位置づけられていることになる。⁷⁾

2 それでは、このように位置づけられている法情報調査は、わが国の法科大学院においてどのようなものとして設置されているだろうか。

法情報調査の設置形式として代表的なタイプは、リーガル・リサーチ・ライティングとして設置されている。法科大学院の日常的な授業にIT環境を駆使しており、その評価も高いある国立大学を例にとつてみる。ここでは法科大学院の一年対象の科目として、リーガル・リサーチ・ライティング（法律実務基礎科目・二単位・必修科目）を開設している。一年を対象としていることから、法律基本科目（憲法・民法・刑法・行政法・訴訟法）を習得しながら、学術資料の収集、


整理、分析を学ぶためのものといえる。講座の目的は法律専門家が日常的に利用する資料を採し出して、該当箇所を参照する手順を法律家の補助職の人たちにきちんと説明・指示し、あわせてなぜその資料が必要であるのかを簡潔に説明することができる技能を修得することにありとしている。さらに、自ら補助職の人が入手した情報・資料を読解・分析・要約・統合して、専門的な作業に役に立つ資料（各種の文書）に加工する技能（手順）を修得すること、その加工手順を補助職に説明できることにあるとしている。この授業の達成目標としては、一定の法情報資料の探し方を他人に指示できるようになるとともに、収集した法情報を加工して、判例検討報告書、判例動向調査報告書、判例批評、学説批判小論文などを作成できるようになると、明確に到達目標を設定している。

3 ところで、以上のような「法情報調査」のもつ役割は、法科大学院の学生のみならず法学部の学生にとつても不可欠なものであることが分かる。もとよりそれ

は、学部における法学基礎教育において必要な範囲においてではあるが、特に基礎教育に不可欠と思われる法学基礎文献の検索、基本判例の検索、さらにレポート、ゼミ論文、卒業論文の作製に向けての学術資料の検索に関わる学習は、専門の基礎を学ぶ上では法科大学院であると法学部であるとを問わないからである。ここに一つの参考になる素材を提供しよう。

二〇〇八年の六月に、筆者が担当するゼミの学生にコンピュータールームを使って、各自が端末を用いた法学関係の学術資料のデータベース検索の講習を試験的に実施した。対象は、ゼミ生二年生・三年生・四年生約六〇名である。次のような教材を図書館情報管理課の服部光泰氏に作成してもらった。

スライド 4



本日の内容

3. 法令検索

- (1) 法令データ提供システムを使った法令検索
- (2) 廃止・失効法令を探す
- (3) 新規法令, 未施行法令を探す
- (4) 条約, 省令, 府令, 条例を探す

スライド 1




国内の判例・法令および関連情報の検索

ー 電子媒体資料を利用した検索方法を中心に

2008. 6. 5
早稲田大学図書館

スライド 5




判例検索

(1) 判例データベース 代表的なDBの特徴

■LEX/DB (TKC) 大学契約データベース
http://www.wul.waseda.ac.jp/DOMEST/db_about/lexdb.html

- ・総収録判例件数：約19万件(書誌のみ約3万件)
- ・収録範囲：明治8年～全分野, 全審級(戦前の判例は大審院・控訴院のみ)の判例全文, 図表等
- ・その他の特徴：引用判例, 被引用判例, 審級関係にある。判例へのリンク, 最新の判例への解説など。同時アクセスは10まで

スライド 2




本日の内容

1. 判例検索

- (1) 判例データベース 代表的なデータベースの特徴
- (2) 判例索引から判例データベースを使って判例を探す
- (3) キーワードから判例データベースを使って判例を探す
- (4) 最新の判例を探す
- (5) 重要判例を探す
- (6) 紙媒体の資料を使って判例を探す

スライド 6




判例検索

■判例体系 D1-Law.com (第一法規) 大学契約データベース
http://www.wul.waseda.ac.jp/DOMEST/db_about/dsdb/sdb.html

- ・総収録判例件数：約16万件(書誌のみ約18万件, 要旨のみ32万件)
- ・収録範囲：明治23年～全分野, 全審級(戦前の判例は大審院・控訴院・行政裁判所のみ)の判例全文
- ・その他の特徴：参照法令へのリンク(Point in time検索), 審級関係にある判例へのリンクなど

スライド 3




本日の内容

2. 論文など関連情報の検索方法について

- (1) 判例集, 法律雑誌など略称
- (2) 引用, 参考文献の表示方法
- (3) 法学関連の学術論文を探す
- (4) 統計資料・・・司法統計, 日本統計年鑑

スライド10




判例検索

演習:

「労働基準法 第4条」(男女同一賃金の原則)をめぐって争われた裁判の判例、過去5年間分をLEX/DB、または、D1-Law.com を使って検索する

スライド7




判例検索

■裁判例情報(裁判所ウェブサイト内)無料のデータベース
(<http://www.courts.go.jp/>)

特徴:
「最高裁判所判例集」、「高等裁判所判例集」、「下級裁判所」、「最高裁判所判例集」、「行政事件裁判例集」、「労働事件裁判例集」、「知的財産判例集」の個別検索および統合検索が可能。ただし、判例解説等は収録されていない。
過去1カ月分の判例を収録した、「最近の判例一覧」は連観性があり利便性が高い。また、裁判所ウェブサイト内から司法統計へのリンクがある

スライド11




判例検索

(4) 最新の判例を探す

- 裁判所HP内の「最近の判例一覧」
(<http://www.courts.go.jp/saisinhancei.html>)
- LEX/DB「新着判例」
- 裁判所判例 Watch「今日の新着裁判例」無料のサイト
(<http://kanz.jp/hancei/>)
- 聞蔵II(朝日新聞記事データベース)大学契約データベース
(http://www.wjil.waseda.ac.jp/DOMEST/db_about/dna/dna.html)

スライド8




判例検索

(2) 判例索引から判例データベースを使って判例を検索する

例:

- ・最判平7・4・14民集49巻4号1063頁
- ・横浜地判昭38・12・25金法365号7頁
- ・横浜地判昭38・12・25金法365号7頁
- ・大判明35・6・17民録8巻85頁

スライド12




判例検索

(5) 重要な判例を探す

- LEX/DB「速報判例解説」
(http://www.wjil.waseda.ac.jp/DOMEST/db_about/kc/lexrib.html)
- 冊子版『別冊ジュリスト 判例百選』
『ジュリスト』臨時増刊 重要判例解説ほか
WINEのキーワード検索で「重要判例」や「判例百選」といったキーワードと「民事訴訟法」など、法令名を掛け合わせて検索

スライド9




判例検索

(3) キーワードや法条などから判例データベースを使って判例を探す

例:

- ・「文書提出命令」、「貸出稟議書」
- ・「著作権法」、「DVD」、「格安」

スライド16

 論文など関連情報検索方法について

(2) 引用、参考文献の表示方法

1. 雑誌論文

例：雑誌記事索引で検索した以下の雑誌論文を引用する

論題 法曹教育と法学教育-学部教育の視点から(特集 司法制度改革の展望)

著者 加藤 哲夫(カウ テツオ)

請求記号 Z2-55

雑誌名 ジュリスト


出版者・編者 有斐閣 / 有斐閣 [編]

巻号・年月日 (通号 1170) 2000.01.15

ページ 67-75

ISSN 0448-0791

スライド13


 判例検索

(6) 紙媒体の資料を使って判例を検索する

例：

- ・最判平14・9・24民集56巻7号1524頁
- ・大阪高決平6・7・18高民集47巻2号133頁
- ・大判昭5・11・5新聞3204号15頁
- ・大判明35・6・17民録6輯85頁


スライド17

 論文など関連情報検索方法について

・雑誌論文の引用例

加藤哲夫「法曹教育と法学教育-学部教育の視点から(特集 司法制度改革の展望)」ジュリ1170号 67頁(2000年)

スライド14


 判例検索

演習：

以下の判例を紙媒体の資料のみを使って探す

- ・最判平9・12・18民集51巻10号4210頁
- ・大判昭10・3・8民集14巻270頁

スライド18

 論文など関連情報検索方法について

2. 判例研究


例：ジュリスト臨時増刊 1313号 (2006年)

「平成17年度重要判例解説」の17ページに収録されている中林暁生の執筆した判例解説を引用する。

以下は、目次から情報

憲法
公共図書館による図書館業と著作権者の表現の自由・・・中林暁生 17

スライド15


 論文など関連情報検索方法について

(1)判例集、法律雑誌など略称

■法律文献等の出典の表示方法(法律編集者懇話会)
(<http://www.law.kobe-u.ac.jp/citation/mokujii.htm>)無料のサイト
神戸大学大学院法学研究科においてデジタル版作成

- ・「IV判例集・判例評釈書誌の略称」
- ・「V. 定期刊行物の略称」

スライド22




論文など関連情報検索方法について

(4) 統計資料

- 司法統計 (裁判所HP内) 無料のサイト
(<http://www.courts.go.jp/research/jtscp/01/>)
- 日本統計年鑑 (総務省統計局) 無料のサイト
(<http://www.sstat.go.jp/datasetkan/>)
- 日経NEEDS-FAME 統計資料のほか企業情報などを収録
大学契約データベース
(http://www.wul.waseda.ac.jp/DOMEFST/db_about/nikkei/fame.html)

スライド19



論文など関連情報検索方法について


2. 判例研究

判例批評、判例研究などの判例研究は、原則として表題を掲げずに「判批」「判研」と表記する。判例百選といった判例解説掲載誌についても「判批」と表記する

- ・判例解説の引用例

中林暁生「判批」ジュリ1313号17頁(2006年)

スライド23



論文など関連情報検索方法について


演習:

司法統計を使って2006年度に国内のすべての地方裁判所で新たに受理した

「破産事件」

の総数を調べる

スライド20




論文など関連情報検索方法について

(3) 法学関連の学術論文を探す

- 雑誌記事索引 (国立国会図書) 無料のサイト
(<http://opac.ncl.go.jp/Process>)
法律分野に限った雑誌記事索引ではないが多くの法律雑誌が収録されている。論文タイトル、著者、掲載雑誌名などの目から検索可能。索引情報のみ
- 法律判例文献情報 D1-Law.com (第一法規)
大学契約データベース
(http://www.wul.waseda.ac.jp/DOMEFST/db_about/isdv/lsdb.html)
雑誌論文、図書、判例解説が検索可能。索引情報のみ

スライド24




法令検索

(1) 法令データ提供システムを使った法令検索

- 法令データ提供システム (総務省行政管理局) 無料のサイト
(<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/lawresearch.cgi>)

特徴: ・約7200件の法令(憲法・法律・政令・勅令・府令・省令・規則)を収録
・データの更新は概ね月に一回
・新規、未施行法令および、2003年4月以降に廃止された法令も検索可能
・略称法令名、法令用語検索にも対応

スライド21




論文など関連情報検索方法について

演習:

「文書提出命令」、「貸出票請求書」

という二つのキーワードが含まれている論文を雑誌記事索引を使って検索する


スライド28



法令検索

演習:
現行法規履歴検索(D1 Law.com)を使って、
「2003年6月1日時点」
における「破産法」の条文を検索する

スライド25




法令検索

演習:
 法令データ提供システムを使って以下の法令を検索する

- ・破産法
- ・パートタイム労働法
- ・ADR促進法

スライド29




法令検索

(3) 新規法令、未施行法令を探す

■ **新規、未施行法令等一覧** (法令データ提供システム内) 無料のサイト
<http://law.e-gov.go.jp/announce.html#shinkyu>

新規、未施行法令の全条文を参照可能。
「内容」欄で最終更新日を確認

スライド26




法令検索

(2) 廃止・失効法令を探す

■ **廃止法令等一覧** (法令データ提供システム内) 無料のサイト
<http://law.e-gov.go.jp/hashi.html>
2003年4月1日以降に廃止された法令を全文閲覧可能

■ **現行法規履歴検索(D1-Law.com)** 大学契約データベース
http://www.wu.waseda.ac.jp/DOME5T/db_about/lsdb/lsdb.html
過去や未来を「時点指定」して、その時点で有効であった法令を検索することが可能

スライド30




法令検索

■ **インターネット版「官報」**(独立行政法人国立印刷局) 無料のサイト
<http://kanpou.npb.go.jp/>
過去1週間分の官報の目次および全文(PDF)を参照可能。 本紙のみならず、号外等も収録

■ **官報情報検索サービス**(全国官報販売協同組合) 無料のサイト
http://www.gov-book.or.jp/gsp/Kanpoi/Kanpoi_list
1996年6月3日以降の官報の目次が検索が可能

・官報のバックナンバーは中央図書館3階雑誌コーナーおよびバックナンバー書庫でマイクロフィルムを所蔵

スライド27




法令検索

■ **日本法令索引**(国立国会図書館) 無料のサイト
<http://mlj.nli.go.jp/Search/Spj>
明治19年公式施行以降の法令の改廃についての索引情報、法令沿革や国会における審議過程も参照可能。 さらに法律案や条約承認案件についても検索することができる

■ **冊子体の資料**
 『旧法令集』、『法令全書』、『六法全書』、『官報』など


スライド34



参考資料等

- 紙媒体資料
いしかわまりこ ほか 著
『リーガル・リサーチ』(日本評論社, 2008年)
法学部学生読書室で所蔵
- 日本と世界の議会と法令 (国立国会図書館
議会官庁資料室)無料のサイト
(http://www.ndl.go.jp/horei_jp/Countries/kunibetsu-top.htm)
- 法令を探す(国内編)、判例を探す(国内編)
早稲田大学図書館学術情報検索 無料のサイト
・法令
(<http://www.wul.waseda.ac.jp/imas/guide/howtofind/hourei.htm>)
・判例
(<http://www.wul.waseda.ac.jp/imas/guide/howtofind/hanrei.htm>)

スライド31



法令検索


演習:

法令データ提供システムを使って、未施行
法令(2009年5月21日施行)である、

「裁判員法」

を検索する


スライド35



ご清聴ありがとうございました

お手数ですがアンケートにご協力ください。
今日の講習会資料に関するご意見、ご質問
などございましたら、
mituyasu@waseda.jp
までお知らせください。

スライド32




法令検索

(4)条約、省令、府令、条例を探す

- 条約(外務省ホームページ内)無料のサイト
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/index.html>)
第154回国会(2002年)以降に国会へ提出した条約・提
出予定条約、政府が過去の国会へ提出した条約および、
最近署名を行った条約の全文、関連資料を参照するこ
とができる。
- 冊子体資料
『国際条約集』有斐閣 など

スライド33



法令検索

- 法令データ提供システム 無料のサイト
(<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>)
検索対象を「省令、府令」などに限定することが可能
- 冊子体資料
『法令全書』、『官報』、『基本行政通知処理基準』など
- 全国条例データベース 鹿児島大学法文学部
無料のサイト(<http://gcmaster.law.kagoshima-u.ac.jp/>)
地域別、分野別で検索が可能。各自自治体のページへ
リンクするかたちをとっている

コンピュータ・ルームで、この教材を用いながらP
Cの操作を含めた服部氏の懇切丁寧な講義を九〇分の時
間で実施したところ、この授業に対する学生の一致した
評価はおおむね二つであった。ひとつは、「このような
体系的な情報教育を受けたことは入学以来初めての体験
であった」ということである。二つには、「座学での講
義よりも端末を前にして操作しながら学べたので臨場感
があり、すぐに実践することができるといふもので
あった。いずれの評価も、学生が図書館に備えられてい
る資料データベースの存在は知っていたものの、それを
ゼミの報告、レポートの作成などにどのように利用して
よいのかを知らないまま上級学年に達している現状を言
い当てている。また、実際に端末を前にしての資料検索
を自身の手で学ぶ経験を現実のものしていることである。
ともすると座学型の教育手法が盛行しているが、初めて
の学習機会が教育の内容を端末を通じて即時に実現でき
ることに学生は満足しているといえる。このような方式
が今後の学習支援のあり方を考える上で、一つのヒント

になりうる。

このような各専門分野ごとの図書館情報リテラシー教
育を体系的に受ける機会が、法学部のみならずあらゆる
学部の学生にとつて、おそらく試みられことがなかった
ものといえよう。ましてや、このような機会を欲する学
生に対して臨場感あふれる学習を受ける機会はなかつた
といつてよい。もしこのような機会が、導入教育段階⁸で、
さらに上級学年において定期的にこれまでなされていた
としたら、学びを深める上でどれほど有用であつたらう
かと考えられる。四年間、図書館が所蔵する学術資料を
より多面的に、かつ、より有効に活用する機会を与えら
れないまま卒業していった学生がほとんどであるとした
ら、それは頭書で指摘した大学における教育の基本的な
役割の放棄にも等しかろう。その意味で、先に紹介した
国立大学の例は、それが日常的にPC端末を利用した授
業形態であるとすれば、この上ない教育効果をあげてい
ると推測するに難くない。

三 大学教育への提言

↳ 学習支援の一つとして

近時、大学の「教育力」が言われるようになってきた。当然のことながら、情報環境の整備された今日にあって、学生の学ぶ意欲に対する受皿は、日常的な授業の充実に おいてほかにない。このことに連動して、このたびの図書館のNEXT一二五に向けた学習支援への取組みの柱として、①学習支援連携委員会の立ち上げ、②スチューデント・コモンズの開設、③これらをスタツフとして支えるリエゾン・ライブラリアン設置を掲げたが、これは、図書館としての図書館情報リテラシー教育を充実させる方向性を示した提言である。

①は、図書館が主体になって図書館情報リテラシー教育に関わる講座を全学的なものとして設置したいとの強い所信の表明である。この学習支援連携委員会は、図書館情報リテラシー教育に関わる講座の企画の立案、教材の開発を中核として、各学術院における助手や博士後期

課程学生の協力を得て、同講座におけるソフトの構築を目的としている。さらにはこれを図書館員との連携のもとに単位化された常設の講座として全学的に開設しようとするものである。②のスチューデント・コモンズは、この図書館情報リテラシーをより実践的なものにするために、若手研究者と図書館員がMNCはじめ他機関の協力のもとに常駐する場所を意味し、学生が日常的な学習に利用することができると開放された空間を意味する。⁹⁾設置場所として予定している空間は、中央図書館四階のAVホール及び二階のスペースを考えている。ここに常駐し、学生の学習を手助けするスタツフが③にいうリエゾン・ライブラリアンということになる。具体的には、中央図書館に利用者支援課を開設し、その下にリエゾン・ライブラリアンとして図書館員が学生の学術資料を活用する機会を支援する形になる。しかも、ここにいうリエゾン・ライブラリアンは、サブジェクト・ライブラリアンとしての形が望ましいことはいまでもない。¹⁰⁾

この度提案した図書館による学習支援強化の方策は、

以上のようなものである。学術資料を通じた主体的、能動的な図書館による学習支援のあり方は、近未来型の図書館としての新しい姿を示す所以であると信ずるところである。かつ、その確信が、この稿をあえて創刊五〇周年記念号に寄稿した所以でもある。

注

(1) 司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書―21世紀の日本を支える司法制度―」一頁以下(二〇〇一年六月)。

(2) 法科大学院(仮称)構想に関する検討会議「法科大学院(仮称)構想に関する検討のまとめ」四頁(二〇〇〇年九月)。

(3) ここにいうロー・ライブラリアンとは、司書資格を有し、かつ、法科大学院教育において「法律情報に関する基礎的教育」について指導的な役割を果たしているスタッフをいうこととする。日本では、ロー・ライブラリアンの確定的な定義がなされていないため、筆者が理解するところに従いこのような意味としてのスタッフと考えることとする。

なお、ロー・ライブラリアンの役割につき、中網栄美子「ロー・ライブラリアン―主題専門家としての役割」図書館雑誌一〇二巻四号二三〇頁(二〇〇八年)。

(4) このような図書館施策の方向性につき、①拙稿「二〇〇七年度図書館年報にあたって」早稲田大学図書館年報二〇〇七年度一頁(二〇〇八年)、②インタビュール「図書館員が教育現場に出る時代に」日本経済研究センター会報JCE R九七一号四頁(二〇〇八年)。

(5) 法科大学院における教育内容・方法に関する研究会(磯村保Ⅱ大村敦志Ⅱ加藤哲夫Ⅱ山本和彦Ⅱ酒巻匡Ⅱ井田良Ⅱ大澤裕)「法科大学院における教育内容・方法(民事法・刑事法)のあり方について【モデル案】」五頁(二〇〇一年四月)。

(6) 専門職大学院設置基準第七条によれば、専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために体系的な教育課程を編成することが求められ、同第八条一項によれば、その目的を達成しうる実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ、事例研究、現地調査などの適切な配慮することが求められている。これを受けて、法科大学院の科目設置において、文部科学省平成一五年三月三一日告示第五三号「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」第五条第二号で、法律実務基礎科目として法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する分野の科目を開設するものとしている。これを受けて、法科大学院認証評価基準に法情報の指導の実施が明記されている。たとえば、独立行政法人大学評価・

学位授与機構「法科大学院評価基準要綱」第二章教育内容・二一―三 解釈指針二一―三二―三三ア参照。

- (7) 法情報学ともいべき分野を論じる文献には、指宿信『米丸耕治「法律学のためのインターネット」(一九九六年・日本評論社)を嚆矢として、その後も加賀山茂『松浦好治編「法情報学入門(第二版)補訂版」(二〇〇六年・有斐閣)、いしかわりこ『藤井康子』村井のり子・指宿信』井田良』夏井高人』山野目章夫監修『リーガルリサーチ(第三版)』(二〇〇八年・日本評論社)など、質の高い文献がみられる。とりわけ、最後の文献の執筆者には、ロー・ライブラリアンが含まれている。

- (8) 初年次教育における図書館利用者教育の有効性につき、太田潔『初年次教育』にかかわる大学図書館の役割についての一考察』図書館雑誌一〇二巻二号九五頁(二〇〇八年)。また、導入教育によって図書館利用法を学んだ効果についての学生による実証的な統計について、日本私立大学協会附置私学高等教育研究所『私立大学における一年次教育の実態』一一八頁(二〇〇五年)。これによれば、導入教育の実施前と実施後においては、図書館における利用方法や文献を調べる力に格段の進歩がみられることが、学生のアンケートによって実証されている。

- (9) 図書館情報リテラシー教育における図書館員の関わり方

について、拙稿・前掲(4)②四頁。

- (10) 米国ワシントン大学図書館は、一七〇分野につき一四〇人程の専門家であるサブジェクト・ライブラリアンを擁し、学習支援にあたっている。筆者は、本年一月二六日に同大学図書館を視察し、ラーニング・コモンズを介した図書館員の活動ぶりに接した。

(かとう) てつお 図書館長・大学院法務研究科教授